

令和5年度

第4回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和5年10月10日（火曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用集積等促進計画の認可について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について

出席委員（18名）

1 番 井口 健	1 2 番 山本 茂樹
2 番 中村 弘	1 3 番 丸山 勝
3 番 吉中 雅三	1 4 番 吉川 松男
4 番 曾根 光彦	1 5 番 堀 良子
5 番 小方 保寛	1 7 番 貴志 年伸
6 番 井上 直樹	1 8 番 藤井 友彦
7 番 谷河 績	1 9 番 岩橋 章博
8 番 藪 利昭	欠席委員
9 番 藤田 城司	1 6 番 湯川 徳弘
1 0 番 坂東 紀好	出席職員
1 1 番 笠野 喜久雄	農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦
課 長 前口 政明
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
企 画 員 西森 和子
事 務 主 査 西川 祐司
事 務 主 任 清瀧 篤樹

農林水産課

副 課 長 前窪 生浩
企 画 員 川上 和徳
事 務 副 主 査 中井 寛貴

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） 先日は海南市役所での研修会、お疲れ様でした。

ただいまより、第4回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る9月28日、貴志委員、笠野委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、湯川委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、藪委員、藤田委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、14件ありました。

全て相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 3は住所が・・・であり、・・・は現況が駐車場で平成12年度に転用届出済、・・・は市街化区域の農地、・・・は現況が山林となっているため、必要な手続きを指導しています。

No. 8は住所が・・・ですが、No. 9の権利取得者でもある市内在住の兄弟が農地を管理するとのことでした。

No. 14は住所が・・・ですが、一部の農地は利用権を設定しており、残りの農地は帰省した際に管理等を行っているとのことでした。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が1件ありました。

内訳は、農業用通路1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で1件ありました。

9月19日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で13件ありました。

9月11日付、9月19日付、9月29日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用集積等促進計画の認可について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する

法律第18条第5項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、14件ありました。

面積は田が21,803㎡、畑が2,504㎡、合計面積が24,307㎡です。

なお、No.1からNo.12については令和5年8月28日付け、No.13およびNo.14については令和5年9月11日付けで県知事による認可済みです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課 川上企画員 番外 説明します。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律 第13条 第1項の規定に基づき、同法施行規則 第3条の2第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元の資料、農用地区域除外参考資料をご覧ください。

全2件の申出があり、P.1に、位置図を示しております。

全2件、一括して説明させていただきます。

1について説明させていただきます。

参考資料のP.3からP.7をご覧ください。

P.3にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・地区、・・・に位

置しております。

また、同じく、P. 3には代替地を、P. 4には申出時に受領した代替地検討書を、P. 5には申出地を撮影した写真を、P. 6には、農用地区域の広がり、P. 7には、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である・・・を目的とする法人で、・・・を運営しております。

申出地に農業用施設として利用権を設定し、農業用資材置場及び農業用車両置場として利用しております。

農地転用時には、利用権の合意解除を予定しており、今後、申出地については、露天資材置場及び従業員向けも含めた露天駐車場として利用したい意向です。

申出地は、北、東側に農地、南側に県道、西側に宅地に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

2について説明させていただきます。

参考資料の P. 8から P. 12をご覧ください。

P. 8にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・地区、・・・に位置しております。

また、同じく、P. 8には代替地を、P. 9には申出時に受領した代替地検討書を、P. 10には申出地を撮影した写真を、P. 11には、農用地区域の広がり、P. 12には、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

きます。

利用者である、・・・は・・・に居住する農業後継者です。

今後、実家に近い親の所有する申出地に住宅を建設し、後継者住宅として利用したい意向です。

申出地は、北、東側に農地、南側に水路、西側に農地に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

以上の2件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる第1号から第6号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。

なお、第1号から第6号の要件については、

- 1 申出地以外に代替すべき土地がないこと
- 2 地域計画の達成に支障がないこと
- 3 農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- 4 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- 5 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- 6 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであることとなっています。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

ないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

農林水産課職員の退出を認めます。

議案第2号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借り手から証明願が1件ありました。

対象農地の面積は、田のみで2,034㎡です。

遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、対象農地については、令和5年7月21日付で農地中間管理事業による転貸済みです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で11件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第

2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。なお、No. 2及びNo. 3は贈与です。

No. 6、No. 7及びNo. 11は新規耕作です。

No. 6について、作付作物は水稻で、農機具はすべて農家の知人から借りる予定とのことです。

No. 7について、作付作物はみかん、柿及び野菜類で、農機具は耕運機を購入予定とのことです。

No. 11について、作付作物はニラで、農機具は地主より鋤等をもらい受けるとのことです。

No. 8及びNo. 9は和歌山県による土地改良財産整理に伴う所有権移転です。

また、No. 7について、現在譲受人の住所は大阪府ですが、申請地に隣接する住居も一緒に購入し居住するため、通作において問題はございません。

また、No. 6については新規耕作でかつ面積が1,000㎡以上のため、現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 6につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので貴志委員さん報告願います。

◆17番（貴志 年伸） 議案第3号No. 6についてご報告いたします。

去る9月28日に笠野委員及び事務局と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

本申請は農地法3条の規定による許可申請で、新規就農案件です。

事情聴取には、申請人である・・・と・・・が出席されました。

申請地は・・・計2筆 2, 730㎡で休耕地となっています。

申請人・・・と・・・は譲渡人・・・の兄である・・・の同僚で申請地を1/2ずつ持つ予定です。

申請人・・・はミカン、トウモロコシ、お茶栽培のアルバイト経験はありますが、水稲の経験は無く、また、・・・も農業経験はありませんが、知人に教えてもらいながら営農するとの事でした。

申請地は車で・・・から40分、・・・から1時間20分の距離にあり協力して耕作を行うとの事です。

水稲に必要な農機具一式は知人からリースの予定です。

本申請地で営農を始めるにあたり、地域に関する水路清掃・除草作業など共同作業への参加に努め、農薬の使用についても地域の防除基準に従うとの事でした。

今回の申請地は、30年以上放棄された水田であり、実際に営農するのであれば地域として助かります。

以上のことから事情聴取を行う上では特に問題はないと思われませんが、地元の農業委員としても今後の経過を注視していきたいと思っています。

皆様の慎重なご審査の程、よろしく願います。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆14番（吉川 松男）

水稲？

こんなところから時間をかけて来られる

のか、水は誰かが見てくれるのですか。

◆中居班長 周辺が水稲耕作を行っているの、それにあわせて水稲との計画ですが、現地は草とか木が生えていますが、それを解消した後に、場合によっては果樹等を検討しながら水稲にこだわらず幅広い利用を予定しているそうです。

◆14番（吉川 松男） 水稲をする場合は誰かが見てくれるのですね。

◆中居班長 水稲は農機具を持っている知人がアドバイスしてくれるという事です。

◆14番（吉川 松男） ちゃんとするか見ていかないといけませんね。

◆会長（谷河 績） 貴志委員が後日経過を見ていきますということもあり、やむを得ないということ。

◆13番（丸山 勝） 木が生えてますが水田になりますか。

◆17番（貴志 年伸） ユンボ入れて伐根しないと無理です。

◆13番（丸山 勝） ユンボ入れたら水持ちわるくなるのでは。

◆会長（谷河 績） 新規農業なので地元貴志委員さんに今後のこともありますので、見て行ってもらうということによろしいですか。

（はい、との声多数）

それではNo. 6も可決ということで、

議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

また、No. 2とNo. 3については、同一の申請者からの申請です。

転用目的が違うために別々の案件として提出がございました。

No. 1 申請地は、・・・地区・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、和歌山市で・・・を行う個人です。

申請人は、近隣で土地を借り資材置場として利用していますが、手狭になってきたことから、利便性良く、現在の資材置場から近い、当該申請地を、資材置場として転用申請するものです。

No. 2 申請地は、・・・地区・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、農業と・・・を営む個人で、申請地近くに資材置場を所有していますが、手狭になってきたことから現在の資材置場から近い、当該申請地を、資材置場として転用申請するものです。

No. 3 申請地は、・・・地区・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、農業と・・・を営む個人で、申請地の隣に妻と母との3人で暮らしていますが、今回家業を継ぐ申請者の長男が実家に戻ってくるにあたり、現在の住居では、3世代で暮らすには狭いことから、申請者が、実家に隣接し、耕作地にも近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

No. 4 申請地は、・・・地区・・・に

位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は申請地に隣接する農地を所有し耕作していますが、進入路が狭く、また、車両を置くスペースも不足しているため、当該申請地を農作業用通路及び車両置場、農作業場に転用申請するものです。

No. 5 申請地は、・・・地区・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われま

す。申請人は、現在和歌山市内の賃貸アパートで暮らしておりますが、農業を営む両親を手伝うため、実家に隣接し、耕作地にも近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

No. 6 申請地は、・・・地区・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は現在申請地近くの賃貸アパートで暮らしていますが、将来のことを考え、近くに高齢の両親の家があり、小学校が近いなど利便性もよい、当該申請地を個人住宅として転用申請するものです。

なお開発許可申請中です。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま

す。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

最初に、No. 15を先議とします。

笠野委員、一時退席をお願いします。

……笠野委員退席……

◆西森企画員 番外 先議のため議案第5号24ページのNo. 15について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。再設定の契約で、使用貸借権、期間は2年、地目は田、面積は1,100㎡です。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第5号No. 15について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号No. 15は可決と決定しました。

……笠野委員着席……

次にNo. 15以外について

◆西森企画員 番外 議案第5号No. 15以外について説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、再設定契約が121件、新規の契約が4件で合計125件ございました。

賃借権が10件、使用貸借権が115件の設定です。貸借期間は議案書のとおりで

す。

また、No. 1からNo. 14、No. 16からNo. 111については、農業委員会による利用権の再設定、No. 112からNo. 114については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 115からNo. 125については、農地中間管理事業での再設定、No. 126については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、先議No. 15以外の面積となり、田が242991.91㎡、畑が12,447㎡、総面積が255,438.91㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が12件あり、面積は田のみで20,892㎡です。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第5号No. 15以外について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号No. 15以外についても可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆奥谷局長 事務局からその他の報告がございますので、報告させていただきます。

◆中居班長 農政問題調査研究小委員会の開催について

本日、農政問題調査研究小委員会を開催します。

内容は、農業委員会だよりについてです。

井口委員、曾根委員、小方委員、藤田委員、坂東委員、笠野委員、吉川委員、堀委員、貴志委員、岩橋委員は引き続きお

願います。

総会終了後、休憩を10分間はさんで再開します。

以上です。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

◆8番（藪 利昭） 近隣の農家の方から相談を受けたのですが、20年以上耕作していないみかん山ですが、20年以上耕作放棄の場合は特別な手続きなしに地目を変えられますか。

◆清瀧主任 番外 地目を変える場合は手続きが必要となります。

今のケースであれば、中山間地の果樹をやめて山に戻ったということであれば、ひとつは行政主体で行う非農地判断というやり方、もう一点はいつも皆様が審議していただいている2条の証明を申請していただいて、これによって地目を変える事ができます。

さらにそれ以外では地籍調査が入った場合は、我々の議決を得ずに山林に変えるといった事があります。

基本的にこの3つのやり方になります。

以上です。

◆会長（谷河 績） ほかにございませんか。

なければ、第4回総会を閉会いたします。

13時30分 閉会